

## MHM Asian Legal Insights

Special Edition: Vol.11 (Sep 2020)

## シンガポール、タイ及び日本における電子署名

シンガポール、タイ及び日本の法律では、20年以上前から電磁的書名（以下「電子署名」といいます。）の使用を認めてきましたが、最近まで、電子署名はあまり普及してきませんでした。こうした状況は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行によって大きな変化を受けています。現在、多くの企業がデジタル化の導入及び活用を推進している状況にあります。電子署名その他関連する電子ツール（デジタル署名（公開鍵基盤を用いて作成された電子署名の形式）や電子契約等）の使用と法的効果は、法律家、学者及び立法者の間で注目されている話題の一つとなっています。

本稿では、電子署名の使用に関するシンガポール、タイ及び日本の法律の概要を説明します。

## 1. 法律は電子署名の使用を認めているか

シンガポール、日本及びタイの法律では、電子署名の使用は、**手書き署名**（及び日本における印鑑の押印）と**機能的に同じであると認められています**。署名を必要とする場合、一定の要件が満たされることを条件として、電子署名による署名も有効な署名として認められます。各国における電子署名の使用を規定する主な法律は、以下のとおりです。

シンガポール法	1998年に制定された電子取引法（以下「シンガポール法」といいます。）
タイ法	2001年（仏暦2544年）に制定された電子取引法（以下「タイ法」といいます。）
日本法	2001年に制定された「電子署名及び認証業務に関する法律」（以下「日本法」といいます。）

## 2. 電子署名とは何か

そもそも、「電子署名」とは何か、という点がまず問題となりますが、各国における「電子署名」の法律上の定義は、以下のとおりです。一般的に、「電子署名」とは、電子的形式で作成されるマーク又は記号を意味し、電子文書の内容に対する署名者の確認を示すものとされています。例えば、以下のような署名が電子署名に含まれます。

- 電子メールに含まれる署名欄
- 手書き署名のスキャンされた写し

## MHM Asian Legal Insights

- マウス、タッチスクリーン又はスタイラスを用いて作成された署名
- DocuSign 及び AdobeSign 等のプログラムによって作成された署名

シンガポール法	シンガポール法上、「電子署名」の定義は定められていません。
タイ法	「電子署名」とは、電子的方式によって適式に作成された文字、アルファベット、図形、音声その他の記号であり、署名者を特定する目的で、電子データに付加され、署名者と当該電子データとの関係を示すものです。また、署名者が当該電子データに含まれる内容を承諾する旨も示します。
日本法	「電子署名」とは、2つの要件を満たす電子データに付される電子署名として定義されています。2つの要件については、項目3をご覧ください。

### 3. 電子署名の有効性の要件

電子署名のフォーマットは多種多様であるため、のちに電子署名の有効性が争われた際、当該電子署名の有効性をどのように証明できるかが問題となります。こうした場面では、電子署名が有効であると主張する側が、電子署名が一定の法的要件を満たしており有効であると証明する責任を負います。このような場合の電子署名の法的要件は、以下のとおりです。

シンガポール法	シンガポール法8条に基づく要件 (1) 電磁的記録に含まれる情報に関し、ある者を特定し、かつ、当該者の意思を表示するための方法が使用されること。 (2) 当該方法が、以下のいずれかであること。 (a) 関連する合意を含むあらゆる状況に照らして、電磁的記録が作成又は伝達のために <b>適切であると信頼できる</b> ものであること。 (b) 自ら又は他の証拠と併せて、(1)に記載した機能を果たすことが事実上証明されること。
タイ法	タイ法に基づく要件は、シンガポール法8条に類似しています（但し、上記(2)(b)の規定を除きます。）。 信頼性に関しては、タイ法は、考慮すべき要素を具体的に定めています。 (a) 方法及び機器の安全性及び厳格性

## MHM Asian Legal Insights

	<p>(b) 取引の性質、種類及び規模、取引が行われる回数又は頻度、商慣習又は慣行並びに行われた取引の重要性及び価値</p> <p>(c) 通信システムの厳格性</p>
日本法	<p>日本法 2 条に基づく要件は、以下のとおりです。</p> <p>電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(a) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。</p> <p>(b) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。</p>

#### 4. 電子署名の有効性の立証責任の転換

上記項目 3 記載のとおり、電子署名の有効性が争われる場合、有効であることを立証する責任は、電子署名に依拠しようとする当事者が負うこととなりますが、この立証は容易ではありません。

シンガポール、タイ及び日本では、電子署名が上記項目 3 記載の要件よりも厳格な一定の要件を満たしている場合、当該立証責任が緩和され、電子署名の有効性に異議を申し立てる当事者に転換されます。シンガポールでは、この種の電子署名は、一般に、「安全な電子署名 secure e-signature」として知られており、タイでは、この種の電子署名は、「信頼できる電子署名」として知られています。

シンガポール法	<p>シンガポール法 19 条(2)に基づいて、「安全な電子署名 (secure e-signature)」を付して署名された電磁的記録は、(i) 署名は、その本人の署名であること、(ii)電磁的記録に署名する又はそれを承認する意思を有する者が署名したものであること、(iii)安全な電磁的記録が、署名の時点から変更されていないことのそれぞれが推定され、その反証を行う責任は、他方当事者に転換されます。</p> <p>「安全な電子署名 (secure e-signature)」とは、特定のセキュリティ手続、又は関係する当事者により合理的に商業的に安全と合意された手続に従ったものであり、当該電子署名が行われた時点で(a)その使用者だけのユニークなものであり、(b)当該使用者を特定することが可能であって、(c)当該使用者だけが作成できる又は管理できる方法により作成され、(d)記録が変更された場合には、電子署名が無効となるような形で電磁的記録</p>
---------	--

## MHM Asian Legal Insights

	<p>に関連づけられているものをいいます（シンガポール法第 18 条）。</p> <p>安全な電子署名の 1 つの例としては、「デジタル署名」があります。「デジタル署名」は、シンガポール法附則第 3 項の要件を満たす場合、安全な電子署名とみなされます。原則として、デジタル署名とは、公開鍵基盤を使用して作成され、認定認証機関が発行する証明書により証明される電子署名の形式です。現在、シンガポールで唯一認定されている認証機関は、Netrust です。</p>
<p><b>タイ法</b></p>	<p>電子取引開発庁（以下「ETDA」といいます。）が公布した「電子署名ガイドラインに関する電子取引の ICT 規格に関する ETDA 勧告」（以下「電子署名ガイドライン」といいます。）に従い、「信頼できる電子署名」は、有効であると法的に推定され、当該電子署名が無効であると主張する当事者が、その反証をする責任を負います。しかしながら、この「信頼できる電子署名」に関する立証責任の概念について、タイの裁判所における判例は今のところありません。</p> <p>電子署名ガイドラインでは、「信頼できる電子署名」は、(a)少なくとも身元保証レベル 2（すなわち、身元確認の証拠（ID カード又はパスポート等）があること。）、又は適切かつ信頼できる本人確認方法、及び(b)認証者保証レベル 2（すなわち、マルチファクタ認証及びファクタの 1 つが暗号鍵であること）を伴う電子署名として定義されています。</p> <p>タイ法に基づく「信頼できる電子署名」の要件は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 署名作成データが、それらが使用される文脈において、署名者にリンクされており、他の者にはリンクされていないこと。</li> <li>(2) 署名作成データが、署名時に、署名者の管理下にあり、他の者の管理下でないこと。</li> <li>(3) 署名時以降行われた電子署名の変更が、検出可能であること。</li> <li>(4) 署名が法令で要求されており、その情報の完全性を保証することである場合、署名時以降当該情報について行われた変更が、検出可能であること。</li> </ol>

## MHM Asian Legal Insights

## 日本法

民事訴訟法 228 条 4 項は、私文書について、本人（又はその代理人）の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する旨を規定しています。当事者が、本人による署名であること、又は、その印鑑の所有者により押印されていることを証明できる場合、文書は真正であると推定されます。

電子署名についても、こうした文書の真正に関する推定を、一定の場合に受けることが出来ます。日本法 3 条は、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定すると規定しています。従って、本人による電子署名であることを立証できれば、文書の真正な成立が推定されることとなります。本人による電子署名であることの立証のためには、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの」である必要がありますが、この要件の内容については、裁判例がないため、今後の裁判所の判断の集積を待つ必要があります。

「iProve」や「CESIGN」等、国の認定を受けた電子署名サービス提供者を使用して作成された電子署名は、上記要件を満たし、推定を受けられる可能性が高いと一般的に考えられています。他方、DocuSign 又は Adobe 等、認定を受けていない電子署名提供者による電子署名も、上記の要件を満たせば、日本法第 3 条に基づく推定を受けることが可能です。

## 5. 電子署名の使用が出来ない書類

電子署名は、商業契約書、雇用契約書、取締役会議事録及び決議、レター、請求書を含め、署名を必要とする電子書類に広く使用することができます。しかしながら、電子署名が使用できない特定の種類の書類も存在します。下記の表は、電子署名が使えない特定の取引を記載しています（網羅的ではないことにご留意ください）。

## MHM Asian Legal Insights

シンガポール法	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 遺言又は証書の作成又は執行</li> <li>- 譲渡証書、権原証書、為替手形、約束手形、貨物運送状、船荷証券、倉庫証券、譲渡可能書類又は指示書で持参人もしくはは受益者に商品の引渡又は金銭の支払を請求する権利を与えるもの</li> <li>- 捺印証書、信託宣言又は委任状</li> <li>- 不動産の売却及び／又は処分に関する契約</li> <li>- 不動産又は不動産の権益の譲渡</li> </ul>
タイ法	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 家族及び相続事項に関する取引</li> <li>- 一定の政府当局への登録を必要とする取引</li> </ul>
日本法	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 不動産の譲渡及び遺言に関する書類</li> </ul>

### 終わりに

いま現在、電子署名の使用は、手書き署名（又は日本における押印）の使用に比べ、まだ一般的ではありませんが、新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために世界的にデジタル化及び電子商取引が加速するにつれ、電子署名が手書き署名よりも使われる日も遠くないかもしれません。このような中、電子署名の使用、その法的意味合い及び関連するリスクを理解することが重要です。

この分野の法律はまだ発展途上であるため、各法域における電子署名の使用に関しては、法的アドバイスを求め、また、各国での電子署名の使用に関して適切な会社の方針及びルールを採用することが重要と考えられます。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

### Editorial Team 編集責任者



Kana Manabe 眞鍋 佳奈  
Partner パートナー  
Tel: +65-6593-9762 (Singapore)  
[kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)



Chong Chia Chi チョン・チア・チー  
MHM Singapore Counsel  
MHM シンガポールカウンセラー  
Tel: +65-6593-9759 (Singapore)  
[chiachi.chong@mhm-global.com](mailto:chiachi.chong@mhm-global.com)



Nathee Silacharoen  
ナティー・シーラチャルアン  
Chandler MHM Counsel  
チャンドラーMHM カウンセル  
Tel: +66-2-009-5000 (Thai)  
[nathee.s@mhm-global.com](mailto:nathee.s@mhm-global.com)

(Contacts)  
Public Relations  
[mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)  
+81-3-6212-8330  
[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)